

令和6年度 農地パトロール（利用状況調査）実施要領

（遊休農地の発生・解消状況に関する調査）

- 1 **ねらい** 農業委員会組織は、昨今の遊休農地の増加とその解消が喫緊の課題であることを踏まえ、農地の利用状況の確認が不可欠との認識から、これまで組織運動として「農地パトロール」に取り組んできました。
- 平成21年12月の改正農地法の施行により、農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として、毎年1回、「農地の利用の状況についての調査（利用状況調査）」の実施が義務付けられ、効率的実施の観点から、農地パトロールを利用状況調査として行っていくことになりました。
- 平成28年4月には、改正農業委員会法が施行され、農業委員会の業務の重点は、「農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）」であることが明確化され、新設された農地利用最適化推進委員と農業委員が連携して現場活動を行うこととなりました。
- 以上のことを踏まえ、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見について重点的に取り組むこととし、“**農地を守り活かす全県運動**”の一環として位置づけ「農地パトロール」を実施します。
- 2 **実施主体** 倉吉市農業委員会
- 3 **実施日** 令和6年8月23日（金） 9：00～15：00
- 集合場所：倉吉市役所第2庁舎3階 会議室302**
- 4 **対象農地** 倉吉市内全域の全ての農地（田・畑）
- 5 **調査内容** これまで把握している農地の状況の変化（解消、荒廃度合の進展等）を確認するとともに、その他の地域として目視により新たに発生した遊休農地の確認を行い、その旨を図面等に記録する。

「荒廃農地」の定義

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている次のいずれかに該当する農地

- ① 笹、葛等の根の広がる植物が繁茂しており、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不可能な状態の農地
- ② 木本性植物（高木、灌木、低木等）を除去しなければ作物の栽培が不可能な状態の農地
- ③ 竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長し繁茂する等により、作物の栽培が不可能な状態の農地
- ④ 樹体が枯死した上、つるが絡まる等により、作物の栽培が不可能な状態の園地
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、現場における聞き取り等から明らかに荒廃農地と判断される農地

荒廃農地の区分の判断

A分類（再生利用が可能な荒廃農地）

荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの（農地法第32条第1項第1号に該当する農地）

※作物の栽培が行われておらず、通常の営農作業により営農を再開することが可能と判断される農地（いわゆる不作付けの耕地）はA分類には該当しない。

B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）

荒廃農地のうち、「農地法の運用について」第4の（3）の規定に照らし、森林の様相を呈しているなど農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの（基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されているものはA分類とする。）

令和3年度以降の遊休農地調査（荒廃農地調査）の見直しについて（概要）

1 遊休農地調査と荒廃農地調査の統合について

（1）現場段階での負担軽減及び調査の効率化の観点から、農地法上の遊休農地の措置に基づく「利用状況調査」と農林振興局で実施していた「荒廃農地調査」を令和3年度から統合

2 調査内容等の見直しについて

（1）1号遊休農地を荒廃状況に応じて区分

1号遊休農地（農地法第32条第1項第1号の再生利用が可能な荒廃農地）について、農地の荒廃状況に応じて二通りに区分

1号遊休農地a（緑）：草刈り等により直ちに耕作することが可能となる農地

1号遊休農地b（黄）：草刈り等により直ちに耕作することはできないが、基盤整備等の条件整備により再生可能となる農地

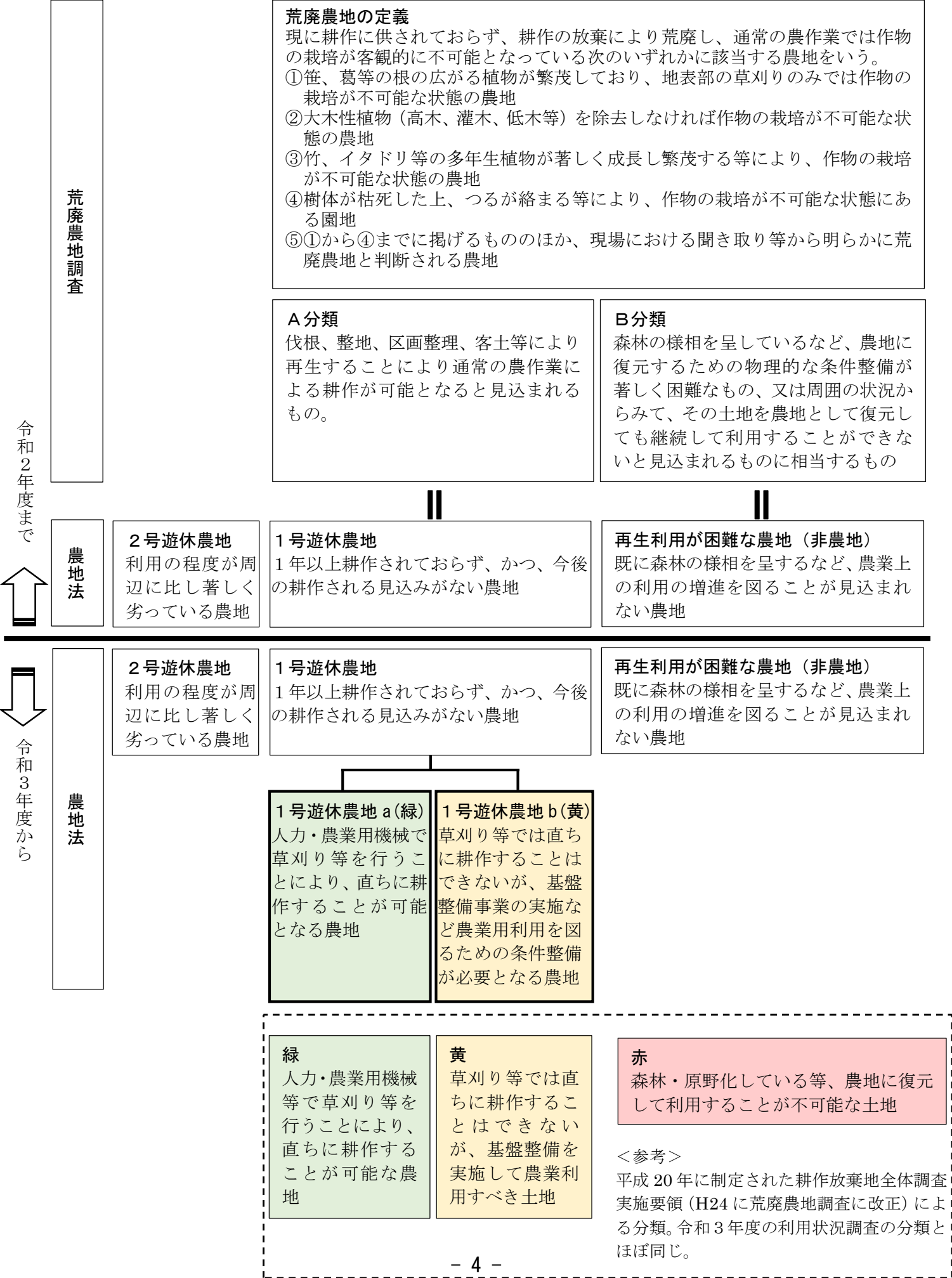
※農地パトロールの確認方法は、この資料により説明します。

（2）利用意向調査等の実施時期の前倒し

農業委員会が利用状況調査（8月頃実施）後、速やかに所有者の意向を確認して、必要なあつせんその他農地の利用調整を円滑に実施できるよう、利用意向調査の実施時期及び回答期限を前倒し

- ① 利用意向調査の実施時期：11月末 → 利用調査実施後、直ちに実施
- ② 利用意向調査の回答期限：翌年1月末 → 意向調査後1か月以内

1 遊休農地（荒廃農地）の分類の推移



2 新旧対照表

内容		令和 2 年まで		令和 3 年から
		遊休農地調査	荒廃農地調査	遊休農地調査
全般	根拠	○農地法 ○「農地法の運用について」の制定について（運用通知） ○遊休農地に関する措置の計画的な実施について	○荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領	○農地法 ○運用通知 ○遊休農地調査に関する措置の状況に関する調査要領 ○農地法第 3 2 条又は第 3 3 条に基づく利用意向調査について ○非農地判断の徹底について
	実施主体	農業委員会	市町村・農業委員会	農業委員会
利用状況調査（荒廃農地調査）	調査時期	8 月頃	利用状況調査と併せて	8 月頃
	分類	1 号遊休農地 2 号遊休農地 33 条農地	A 分類 B 分類 転用 非農地判断	1 号遊休農地 a 1 号遊休農地 b 2 号遊休農地 33 条農地 再生利用が困難な農地
	解消確認		営農再開 基盤整備後営農再開 保安全管理 非農地通知	営農再開（営農再開に向けた基盤整備等の実施を含む） 農地中間管理機構への貸付け（機構中間保有による保安全管理） 転用 非農地判断
	取りまとめ時期	1 1 月末	1 1 月末	規定なし
	調査対象	1 号遊休農地 2 号遊休農地 33 条農地		1 号遊休農地 a 1 号遊休農地 b 2 号遊休農地 33 条農地
利用意向調査	実施時期	1 1 月末まで		遊休農地判定後直ちに
	回答期限	1 月末まで		利用意向調査発出後 1 ヶ月以内
	利用意向調査結果、機構への通知等の状況	前年度の状況を翌年度の調査で報告（様式 3）		当年の調査で報告（途中経過含む）
の措置 利用意向調査後	意向調査後の現地確認	翌年の利用状況調査時		意向調査回答から 6 か月後
	機構との協議を勧告	現地確認後 11 月末まで		現地確認から 1 か月後
	実施時期	原則として調査を行った年内		調査後直ちに
非農地通知	報告内容		非農地判断および非農地通知を実施した年月日	・非農地通知発出(予定)日 ・非農地判断未了理由
	報告単位	合計値のみ	1 筆ごと	1 筆ごと
県への報告	報告時期	11 月末時点を 12 月末まで	11 月末時点を 1 月末まで	3 月末時点を 4 月末まで ※1 号遊休農地の面積と意向調査発出状況は 1 月末時点を 2 月末まで ※非農地通知発出状況は毎月末の状況を翌月中旬まで。